# 日本女子大学　通信教育課程
# 教職課程　よくあるご質問集

## 入学案内・募集要項とあわせてご確認ください。

「●●免許状を所持しているが〇〇免許状はどのように取得すれば良いのか？」
「教育実習先はどのように選定されるのか？」など、教職課程履修希望者の方からよくお問合せいただくご相談を場合分けしてまとめています。

ご不明点等がある場合は通信教育課までお問合せください。
最終更新日：2026 年 11 月

↓免許状にごとにページを分けています。↓


**①幼稚園教諭一種免許状、中学校・高等学校教諭一種免許状（家庭）の両方に関連する質問**

「1. 幼稚園・家庭（共通）」 P2～

**②幼稚園教諭一種免許状関連の質問**

「2. 幼稚園」 P3～

**③中学校・高等学校教諭一種免許状（家庭）関連の質問**

「3. 家庭」 P4～

# 1. 幼稚園・家庭（共通）

## ●Q1-1. 正科生での出願時提出書類「学力に関する証明書」はどのような内容のものを準備すればよいですか？

A. 教員免許状取得希望の正科生出願者は、出身大学・短期大学で履修した課程・免許法に基づく「学力に関する証明書」を提出する必要があります。教員免許取得に必要な修得済単位を記載した証明書であり、成績証明書とは異なります。「新法」と「旧法」を選べる場合は「新法」のものを選択の上、出身大学で発行可能なものをご提出ください。
出身大学で栄養教諭を取得し、本学で家庭科教員免許状を取得希望の場合、出身学科が家庭科の免許状を取得できる場合は「学力に関する証明書（家庭）」を提出してください。

## ●Q1-2. 教員免許状は何も所持していませんが、過去に出身大学で一部の教職科目を取りました。正科生入学の場合、単位が認定される可能性はありますか？

A. 入学案内「入学時の単位認定」（P14～15）をご確認ください。入学時単位認定には、①卒業に必要な単位の認定、②教員免許状取得に必要な単位の認定の 2 種類があります。

②教員免許状取得に必要な単位の認定は、「一般的な方法（5 条別表 1）」で免許状を取得する入学者が対象となり、出願時に提出される各種証明書、法律、本学規程等を基に、本学開講科目に置き換えて個別認定します。ただし、出身大学のカリキュラムや教職課程認可の状況、「学力に関する証明書」への記載内容により、認定内容は個々に異なります。
出願前に単位認定の有無についてお知らせすることはできかねますのでご了承ください。
「一般的な方法（5 条別表 1）」以外の取得方法の方は、新たに修得が必要な法律上の項目（区分・分野・事項）、単位数等を申請先の都道府県教育委員会に問い合わせてください。

※保育士資格、栄養教諭、養護教諭のために修得した単位、科目等履修生などの非正規生で修得した単位、専門学校で修得した単位は認定対象外です。

## ●Q1-3. 過去に 66 条の 6 の科目（日本国憲法や外国語コミュニケーション等）の一部科目を履修済です。免許申請はどうすればよいですか。

A. 出身大学等で発行される「学力に関する証明書」で「日本国憲法」や「外国語コミュニケーション」等の修得単位が各科目 2 単位以上証明されている場合はあらためて本学で履修する必要はありませんが、証明されていない科目は本学で履修してください。
66条の6科目は単位認定をおこなわないため、免許状申請の際は、出身大学で修得した 66 条の 6 科目が証明された「学力に関する証明書」と、本学で修得した66条の6科目（出身大学で履修していない科目があった場合）の単位が証明された「学力に関する証明書」を合わせて申請することになります。

# 2. 幼稚園

## ●Q2-1. 幼稚園二種免許状を所持しています。幼稚園一種免許状はどのように取得できますか？

A. 上級免許状の取得として、「①取り残し単位の補完による取得（5 条別表１ 10 条の 2）」または「②在職年数を基礎とする取得（6 条別表 3）」があります。

「①取り残し単位の補完による取得（5 条別表 1 10 条の 2）」では、学士の学位（大学卒業）を有していることと、一種と二種の差の単位を修得することで一種免許状を取得できます。

「②在籍年数を基礎とする取得（6 条別表 3）」では、最低在職年数（5 年）を基礎に、必要単位を修得し、一種免許状を取得します。

いずれの場合も、まずは免許状を申請する教育委員会の指導を受け、必要単位をご確認ください。

## ●Q2-2. 保育士資格を所持しています。幼稚園一種免許状はどのように取得できますか？また、保育士資格のために取得した単位の認定はされますか？

A. 「一般的な方法（5 条別表 1）」での取得となります。大学卒業（学士資格）と、幼稚園一種免許状に必要な単位（教育実習を含む）を全て修得してください。

※既に大学を卒業済の方は、本学を改めて卒業する必要はありません。免許取得に必要な単位を修得後、年度末退学の手続きをとることが可能です。

保育士資格のために取得した単位の認定は行いません。

## ●Q2-3. 教育実習先（幼稚園）の選定や実習実施の流れを教えてください。

A. 必要単位を修得し教育実習受講資格を充足した上で本学への申込をおこないます。申込後は、教育実習の受講のほか、事前・事後指導や教職実践演習もあわせて受講します。

①受講資格の充足→②本学へ教育実習申込→③事前指導（対面 2 回）
→④事前指導スクーリング（対面）→⑤教育実習（春期または秋期）
→⑥事後指導（対面 1 回）→⑦教職実践演習スクーリング（対面）

②教育実習の申込から⑥事後指導までは約 1 年程度です。教育実習受講後には、教職実践演習の受講が必要です。

原則、協力校である本学附属幼稚園で実習を行いますが、遠方の方はご自身で実習先を探し内諾を得る自主選定園となります。

自主選定園の場合、教育実習の実施の 1 年半～1 年前頃から実習園の打診を始めてください。実習時期は、春期は 4 月～6 月、秋期は 10 月～12 月におさめるようにしてください。なお、勤務校（元勤務校）での実習は、教員以外の職務であっても認められません。

# 3. 家庭

## ●Q3-1. ①中学校一種免許状(英語)を所持しています。中学校一種免許状(家庭)はどのように取得できますか？ ②さらに高等学校一種免許状(家庭)も取得したい場合はどのように取得できますか？

A. ①英語の免許状をもとに家庭科の免許状を取得する「他教科免許状の取得(6 条別表 4)」に該当します。女性の方は正科生・科目等履修生ともに出願可能ですが、正科生と科目等履修生で必要科目・単位数が異なります(入学案内参照)。男性の方は科目等履修生として出願してください。
正科生の場合、既に大学卒業済の方(学士資格がある方)は免許状取得に必要な単位を修得後、年度末退学の手続きを取ることが可能です。
科目等履修生の場合は、1回の出願で登録できる単位数の上限は 20 単位です。必要単位の取得には、最低でも2回の出願が必要です。
②中学校の免許状は①のとおり「他教科免許状の取得(6 条別表 4)」で取得可能ですが、高校の免許状は本取得方法には当たりません。まずは申請予定の教育委員会に必要単位数等をご確認ください。

## ●Q3-2. 中学校二種免許状(家庭)を所持しています。中学校・高等学校一種免許状(家庭)はどのように取得できますか？

A. 中学校一種免許状(家庭)を取得する場合は、上級免許状の取得として、「①取り残し単位の補完による取得(5 条別表 1 10 条の 2)」または「②在職年数を基礎とする取得(6 条別表 3)」があります。
「①取り残し単位の補完による取得(5 条別表 1 10 条の 2)」では、学士の学位(大学卒業)を有していることと、一種と二種の差の単位を修得することで一種免許状を取得できます。
「②在籍年数を基礎とする取得(6 条別表 3)」では、最低在職年数(5 年)を基礎に必要単位を修得し、一種免許状を取得します。まずは免許状を申請する教育委員会の指導を受け必要単位をご確認ください。

中学校・高等学校一種免許状(家庭)の両方の取得を希望する場合についても、免許状を申請する教育委員会の指導を受け必要単位をご確認ください。

## ●Q3-3. 幼一種、小一種の免許状と保育士資格を所持しています。中学校・高等学校一種免許状(家庭)はどのように取得できますか？

A. 「一般的な方法(5条別表1)」の取得方法が該当します。中学校・高等学校一種免許状(家庭)取得に必要な単位をすべて修得してください。
教育実習の単位数については軽減できる可能性がありますので、申請予定の教育委員会に確認してください。

## ●Q3-4. 小学校一種免許状を所持しています。中学校二種免許状(家庭)はどのように取得できますか？

A. 「隣接校免許状の取得(6 条別表 8)」の取得方法が該当します。所有している免許状で最低在職年数(3 年)を基礎に、必要単位を修得します。
免許状を申請する教育委員会の指導を受け必要単位をご確認した後、本学で履修する科目の計画を立ててください。
「免許法規定の科目」と「本学開講科目」の対照表は入学案内 p.28,29 のとおりです。
一般的包括的内容を含むように履修する必要がある場合、入学案内「対照表」(P28～29)＞「教科に関する専門的事項」の太字の科目をすべて修得してください。

## ●Q3-5. 栄養教諭として勤務しています。中学校・高等学校一種免許状(家庭)はどのように取得できますか？

A. 「一般的な方法(5条別表1)」の取得方法が該当します。教育実習の受講が必要ですので、正科生として入学してください。
出身学科が家庭科の免許状を取得できる場合は「学力に関する証明書(家庭)」を出願時に提出してください。法律、本学規程等を基に、本学開講科目に置き換えて単位認定の有無について確認します。認定科目がなかった場合は、出身学科で類似した科目の内容を学習していたとしても本学科目の修得が必要です。

## ●Q3-6.「教科に関する専門的事項」の一覧のうち、一般的包括的内容を含む科目はどれですか？一部の科目のみ日本女子大学で取得することは可能ですか？

A. 入学案内「対照表」(P28～29)をご確認ください。免許法規定科目と本学開講科目の対照表を掲載しています。一般的包括的内容を含むように履修する必要がある場合は、P29 の各免許法規定科目において太字の科目をすべて修得してください。
例)免許法規定の科目「家庭経営学(家族関係学及び家庭経済学を含む。)」の場合、本学開講科目「家庭管理概論」と「家族関係論」を修得することで「学力に関する証明書」で証明を行う際に確認欄に〇がつきます。ほかの免許法規定の各科目においても同様です。

免許法規定の各科目については、一つの大学で必要単位を取りきることが望ましいです。ご出身大学等で修得した単位と、本学で修得した単位を組み合わせて申請する場合は、申請予定の教育委員会に十分にご確認いただいた上で学習計画を立てるようにしてください。

## ●Q3-7. 教育実習先（中学校／高等学校）の選定や実習実施の流れを教えてください。

A. 必要単位を修得し教育実習受講資格を充足した上で本学への申込をおこないます。申込後は、教育実習の受講のほか、事前・事後指導や教職実践演習もあわせて受講します。

①受講資格の充足→②本学へ教育実習申込→③事前指導（対面 2 回）
→④事前指導スクーリング（対面）→⑤教育実習（春期または秋期）
→⑥事後指導（対面 1 回）→⑦教職実践演習スクーリング（対面）

②教育実習の申込から⑥事後指導までは約 1 年程度です。教育実習受講後には、教職実践演習の受講が必要です。

学習がある程度進んだ段階で、ご自身で実習先を見つけていただきます。教育実習の実施の 1 年半～1 年前頃から実習校の打診を始めてください。
中学校・高等学校の両方の免許状を希望する場合は、中・高どちらかの校種で1回、教育実習を行ってください。
実習時期は、春期は 4 月～6 月、秋期は 10 月～12 月におさめるようにしてください。なお、勤務校（元勤務校）での実習は、教員以外の職務であっても認められません。